

**鎌ケ谷市創業支援等事業企画運営業務委託  
公募型プロポーザル募集要項**

**第1 目的**

鎌ケ谷市では、市内で創業を検討している方及び市内で事業を行う創業後5年未満の方を対象に、創業に役立つ講座、専門家による創業相談、起業家との交流会を実施することにより、創業及びその後の事業継続につなげることを目的とします。

**第2 業務概要**

本業務は、創業の新たな芽を掘り起こすとともに、創業準備段階から創業後まで支援を行うことによって、市内産業の振興を図るため、創業に関する知識と経験を有する事業者から、創意工夫による斬新で優れた提案を募集します。

**第3 募集の内容**

**1 業務名**

鎌ケ谷市創業支援等事業企画運営業務委託

**2 業務内容等**

別紙「鎌ケ谷市創業支援等事業企画運営業務委託 仕様書」のとおり

**3 委託業務期間**

契約締結後から令和8年3月31日までの間とします。

ただし、下記条件により最長3年間（令和7年度・8年度・9年度）の随意契約とする。

- ①当該契約の目的が同一であること。
- ②当該契約の履行状況等について、適格者として鎌ケ谷市に認められること。
- ③各年度、当該業務に係る鎌ケ谷市歳入歳出予算が鎌ケ谷市議会で議決されること。
- ④随意契約による契約金額は、令和7年度の契約金額を限度額とすること。

**4 提案限度額**

金3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものです。

**第4 プロポーザル方式の実施形式**

- 1 本業務は、公募型プロポーザル方式により契約候補者等を決定するものとします。
- 2 プロポーザル参加者が7者以上あった場合は、別紙「鎌ケ谷市創業支援等事業企画運営業務委託 評価項目及び評価基準の配点」中、「1 企画提案事業者の業務執行能力」「2 費用の積算」で一次審査（書類審査）を行い、上位6者を選定します。  
点数が同点の場合は、見積額が最も安価な者の順に順位を選定します。また、見積額が同額の場合は、その事業者を二次審査（プレゼンテーション）に進む事業者とします。
- 3 一次審査により二次審査（プレゼンテーション）による審査対象に選定されなかった事業者には、「公募型プロポーザル第一次審査選定結果通知書」により通知します。
- 4 「公募型プロポーザル第一次審査選定結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して3日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由を求める

ことができるものとします。

- 5 市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して3日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとします。

## 第5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ①参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの期間において、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務の募集要項公開日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者。
  - ②会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から更生手続開始決定がされていない者。
  - ③民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- 2 鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- 3 設立から概ね1年以上の事業者であること。
- 4 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき、地方公共団体が国から認定を受けた「創業支援等事業計画」に記載がある特定創業支援等事業を過去5年以内に受託又は履行（実施）した実績を有すること。なお、証明する書類として、契約書および仕様書もしくは履行（実施）を証明できる書類を添付すること。
- 5 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの期間において、鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程に基づく指名停止を受けていない者。
- 6 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの期間において、鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱に基づく措置要件該当者に該当していない者。
- 7 宗教活動を行う事業者でないこと。
- 8 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業者ではないこと。

ただし、2については、例外として次の書類を提出することにより、鎌ヶ谷市にて資格審査を実施したうえで、本プロポーザル方式に参加することができるものとします。

- (1) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 納税証明書（国税）直近年度のもの  
「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」  
※未納が無いことを証明するものに限る。
- (4) 納税証明書（県税）直近年度のもの  
「千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）」

※千葉県内に事業所を有する場合に限る。

※未納が無いことを証明するものに限る。

- (5) 納税証明書（鎌ヶ谷市税）直近年度のもの  
「法人市民税納税証明書」

※鎌ヶ谷市内に事業所を有する場合に限る。

※未納が無いことを証明するものに限る。

- (6) 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し

- (7) その他必要と認める書類

また、契約締結時までには、本市の入札参加資格審査申請を行い入札参加資格者名簿に記載されること。

※令和7・8年度入札参加資格審査申請（随時申請）の手続きやスケジュール等は、本市ホームページを参照してください。

## 第6 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
募集要項等の配布	令和7年4月22日（火）から5月12日（月）正午まで
参加申込書受付期間	令和7年4月23日（水）から5月12日（月）正午まで
募集要項等に関する質問受付	令和7年4月24日（木）から5月2日（金）午後5時まで
募集要項等に関する質問に対する回答	受付日から令和7年5月8日（木）まで
参加資格要件確認結果通知	令和7年5月14日（水）まで
プロポーザル申込及び企画提案書の受付	令和7年5月15日（木）から5月26日（月）午後5時まで
プレゼンテーション	令和7年6月19日（木）・6月20日（金）のいずれか1日（予定）
審査結果の通知・公表	令和7年6月30日（月）（予定）

## 第7 参加申込方法

### 1 募集要項等の配布

- (1) 配布日時 令和7年4月22日（火）から5月12日（月）正午まで

- (2) 配布場所

①鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号 鎌ヶ谷市役所2階

※午前8時30分から午後5時まで（ただし、土日・祝日を除きます）

②鎌ヶ谷市ホームページ

## 2 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のとおり「参加申込書」及び関係書類（以下「参加申込書等」という。）を提出する必要があります。

なお、所定の期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件を満たさないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができないものとします。

### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 企業概要（任意様式、パンフレット等）

ウ 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

エ 事業報告書（直近3事業年度分）

オ 決算書（直近3事業年度分）

カ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき、地方公共団体が国から認定を受けた「創業支援等事業計画」に記載がある特定創業支援等事業を過去5年以内に受託又は履行（実施）した実績を有することを証明するもの（契約書及び仕様書、もしくは履行（実施）を証明できる書類）

(2) 受付期間 令和7年4月23日（水）から5月12日（月）正午まで

(3) 提出場所 鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課

(4) 提出方法 郵送もしくは持参【必着厳守】

## 3 参加資格の確認等

市は「第5 参加資格要件」に定める参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格の確認結果について、令和7年5月14日（水）までに「参加資格要件確認結果通知書」により通知するものとします。

また、「参加資格要件確認結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して5日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市への理由の説明を求められます。

なお、市は書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して3日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとします。

## 第8 募集要項等に関する質問及び回答

本プロポーザルにおける質問及び回答については、次のとおり行うものとします。

### 1 質問

(1) 提出書類 質問書（様式5）

(2) 受付期間 令和7年4月24日（木）から5月2日（金）午後5時まで

(3) 提出場所 鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課

(4) 提出方法

電子メールに質問書（様式5）のファイルを添付して提出してください。

※質問書を提出した際は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の際は、件名に「鎌ヶ谷市創業支援等事業等企画運営業務委託」と

したうえで送信してください。

## 2 回答

(1) 回答期間 受付日から令和7年5月8日(木)まで

(2) 回答方法 電子メール

※提出のありました質問内容及び回答は、鎌ヶ谷市ホームページにも掲載します。なお、ホームページに掲載する際は、質問のありました企業名を「匿名」として記載させていただきます。

(3) 掲載場所 鎌ヶ谷市ホームページ

## 第9 企画提案書等の作成要領

企画提案書を提出する者(以下「参加業者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書及び関係書類(以下「企画提案書等」という。)を作成し、提出するものとします。

なお、企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とします。

### 1 提案内容及び提出書類

(1) プロポーザル申込書(様式2)

(2) 企画提案書(様式3)

#### ① 企画提案事業者の業務執行能力

ア 過去5年間における業務実績(様式3に記載もしくは様式3-1を使用)

イ 業務遂行にあたっての人員配置・実施体制(様式3に記載もしくは様式3-2を使用)

#### ② 企画提案内容の目的との適合性

ア 事業の実施計画(様式3に記載もしくは任意様式)

・企画提案の具体的な内容や期待される効果など

・事業(作業)スケジュール

(2) 見積書及び見積書内訳(様式4-1、様式4-2)

ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書及び見積書内訳(様式4-1、様式4-2)に記載してください。

イ パソコン、複合機(コピー/ファックス等)の設置に係る経費については、市の委託費に含みません。(レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。)

## 2 提出方法

(1) 提出期間 令和7年5月15日(木)から5月26日(月)午後5時まで

(2) 提出場所 鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課

(3) 提出場所 持参又は郵送【必着厳守】

※郵送の場合は届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(4) 提出部数 7部(正本1部、副本6部)

※上記プロポーザル申込書、企画提案書及び見積書については、社名の記載があるものを1部とし、それ以外（6部）は社名等を記載しないなど、社名等が判断できないようにしてください。

### 3 企画提案書等の著作権の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとします。

## 第10 評価方法及び評価基準

### 1 審査委員会の設置

提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定を行うため、鎌ヶ谷市創業支援等事業企画運営業務委託候補者選考委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。

評価基準の内、業務実績、見積額等を評価する客観的評価項目の評価については、事前に業務所管課において評価（採点）を行います。

### 2 書類審査及びプレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係る書類審査及びプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション等」という。）を次のとおり行います。

#### (1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、企画提案のプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内の計30分以内とします。
- イ 他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ウ 指定された時間に遅れた場合には、審査対象とはいたしません。
- エ プロジェクター及びスクリーンは、当方で準備いたしますが、PCは各自で用意してください。

#### (2) 実施日時及び実施場所

プロポーザル参加者が7者未満の場合は、プレゼンテーション等の実施日時、実施場所は、「参加資格要件確認結果通知書」により通知します。プロポーザル参加者が7者以上で一次審査（書類審査）を実施した場合は、通過した上位者に、プレゼンテーション等の開催日時及び集合場所を記載した書類を郵送いたします。

### 3 評価項目及び評価基準

別紙「鎌ヶ谷市創業支援等事業企画運営業務委託 評価項目及び評価基準の配点」のとおり

### 4 最低基準点

最低基準点は、90点（合計点数150点の6割）とし、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

## 5 契約候補者の選定方法

各委員の評価点の合計点数（以下「評価点数」という。）が最も高い者を契約候補者として選定します。

ただし、最も評価点数の高い者が2者以上あるときは、企画提案時に提出された見積額が最も安価な者を契約候補者として選定します。なお、見積額が同額の場合は、「提案内容に創意工夫があり、画期的かつ現実性がある」の評価点数が最も高い者を契約候補者として選定します。

なお、契約候補者と当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数の次点者を契約候補者とします。

### 第11 審査結果の通知

契約候補者選定後、参加事業者全員に選定又は非選定の結果を「審査結果通知書」により通知するものとします。

また、「審査結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して7日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求められるものとします。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して7日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求められた者に対し、書面にてその理由を回答するものとします。

### 第12 審査結果の公表

#### 1 公表方法

契約候補者選定後、本プロポーザルにおける審査結果を市ホームページにおいて公表するものとします。

#### 2 公表内容

- (1) 業務名
- (2) 審査結果(契約候補者の名称及び評価点数、契約候補者以外の参加事業者の評価点数)
- (3) 契約候補者の選定理由
- (4) 参加業者数
- (5) 審査の経過及び審査委員

#### 3 公表内容に係る留意事項

- (1) 契約候補者以外の参加事業者の名称は公表しません。
- (2) 契約候補者以外の参加事業者の評価点数は点数順で表記します。

### 第13 失格要件

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- (1) 参加資格要件を満たしていない又は満たさないこととなった場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 募集要項に違反すると認められる場合
- (6) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

#### 第14 契約に関する基本的事項

選定された事業の企画提案及び委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として発注者である鎌ケ谷市に帰属します。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と鎌ケ谷市の協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結します。

また、契約金額は企画提案時に提出された見積額を超えないこととし、提案内容がすべて契約時の仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意することとします。

なお、鎌ケ谷市財務規則に抵触する事項等があった場合には契約を締結しないものとします。

また、契約後においても、鎌ケ谷市財務規則に抵触する事項等があった場合は、契約を解除いたします。

#### 第15 その他留意事項

- 1 企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- 2 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。
- 3 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないものとします。
- 5 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、原則認めません。ただし、市から指示があった場合を除きます。
- 6 参加事業者が1者であっても、審査及び評価を行い選定の可否を決定する。
- 7 企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- 8 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- 9 提出された企画提案書等は、鎌ケ谷市情報公開条例(平成11年鎌ケ谷市条例第3号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- 10 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プレゼンテーションの開催日前日午後4時までに、辞退届(任意様式)を商工観光課に持参又は郵送(必着)により申し出てください。
- 11 委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、緊急雇用創出事業実施要領、その他関係法令を遵守してください。
- 12 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、鎌ケ

谷市と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

- 13 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、鎌ヶ谷市個人情報保護条例(平成12年鎌ヶ谷市条例第1号)及び鎌ヶ谷市個人情報保護条例施行規則(平成12年鎌ヶ谷市規則第36号)に基づき、取扱いについては十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。
- 14 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

## 第16 問い合わせ先

〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号

鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課 担当 平澤・鈴木

TEL 047-445-1240

FAX 047-445-1400

電子メールアドレス [syokou@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:syokou@city.kamagaya.chiba.jp)

[別紙] 鎌ヶ谷市創業支援等事業企画運営業務委託 評価項目及び評価基準の配点

評価項目	評価基準	配点基準		配点
1 企画提案事業者の業務執行能力	過去5年間における実施実績	実績が3件以上ある	5	5
		実績が2件ある	3	
		実績が1件ある	0	
	人員配置や実施体制は万全か	担当者が5人以上いる	5	5
		担当者が2～4人	3	
		担当者が1人 or 主任技術者と同じ	0	
	経営状況は安定しているか	過去3年純利益計上	5	5
		過去1年純利益計上	3	
		過去3年純利益計上なし	0	
2 費用の積算	価格評価額は、提案限度額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、右の基準とする	(最低見積価格)以上、(最低見積価格+A)未満	10	10
		(最低見積価格+A)以上、(最低見積価格+A×2)未満	7	
		(最低見積価格+A×2)以上、(最低見積価格+A×3)未満	5	
		(最低見積価格+A×3)以上、(最低見積価格+A×4)未満	2	
		(最低見積価格+A×4)以上、(提案限度額)以下	0	
3 企画提案内容の目的との適合性	実施方法や検討手法が妥当、かつ、提案内容が分かりやすい	優れている	15	15
		やや優れている	12	
		適正	9	
		やや適正に欠ける	6	
		適正に欠ける	0	
	提案内容に創意工夫があり、画期的かつ現実性がある	優れている	20	20
		やや優れている	15	
		適正	10	
		やや適正に欠ける	5	
		適正に欠ける	0	
	欠席者へのフォローや、受講者へのアフターフォローについて充実しているか	優れている	15	15
		やや優れている	12	
		適正	9	
		やや適正に欠ける	6	
		適正に欠ける	0	

	他社と比較して、独自性があるか	優れている	15	15
		やや優れている	12	
		適正	9	
		やや適正に欠ける	6	
		適正に欠ける	0	
4 プレゼンテーション	プレゼンテーションによる説明内容等から熱意や取組意欲が強く感じられるか	優れている	20	20
		やや優れている	15	
		適正	10	
		やや不適正	5	
		不適正	0	
	起承転結が明確であり、全体のスキームがまとまっているか	優れている	20	20
		やや優れている	15	
		適正	10	
		やや不適正	5	
		不適正	0	
	質問に対する回答が明快、かつ迅速であるか	優れている	20	20
		やや優れている	15	
		適正	10	
		やや不適正	5	
		不適正	0	
合計：150点				